

意見書案第6号

WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成19年6月22日提出

提出者議員	鎌	田	誠
賛成者議員	古	石	英 仁
〃	井	幡	修 一
〃	太	田	博 之
〃	篠	原	藤 雄
〃	天	崎	弘
〃	野	尻	清
〃	橋	本	順 二
〃	上	田	久 司

WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する意見書

本年2月から交渉が再開されたWTO農業交渉は、米国政府が議会に付与された貿易交渉権限の期限である6月末の大筋合意に向け、農業交渉のファルコナー議長が新たな提案を示すなど、交渉が急速に進展する可能性が高まっている。

また、日豪EPA交渉においても、本道の重要農産物である米や小麦、乳製品、牛肉、砂糖などの関税が撤廃されれば、農業はもとより、関連産業と雇用、さらに地域経済全体に甚大な打撃を与えることは必至で、その影響額は約1兆4千億円にも及ぶと試算されている。

このため、WTO農業交渉及び日豪EPA交渉に当たっては、農業・農村が果たす多面的機能の発揮や食糧主権の確保、本道の農業・農村を初め地域経済や雇用に打撃を与えることのないよう下記事項について強く求める。

記

1. WTO農業交渉について

- (1) WTO農業交渉においては、農業・農村が果たす多面的機能の発揮や食糧主権の確保を図るため、各国が多様な農業の共生・共存できる農業モダリティを実現するよう確固たる交渉姿勢で臨むこと。
- (2) 上限関税の設定には断固反対するとともに、重要品目については各国の裁量が発揮できるよう十分な数を確保し、本道の重要品目である米や小麦、でん粉、雑豆、砂糖、乳製品などにかかわる適切な国境措置を堅持すること。
- (3) 国内農業の維持を可能とする関税率水準の設定や関税割当、国家貿易体制の堅持、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保すること。

また、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。

2. 日豪EPA交渉について

日豪EPA交渉においては、米や麦、牛肉、乳製品、砂糖など本道の重要農畜産物を関税撤廃の対象から除外すること。また、衆・参農林水産委員会の決議を踏まえ、毅然たる態度で臨むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
経済産業大臣
農林水産大臣